司法書士界版

債務整理指針

会則格上げ「問題なし」
報酬額の確定化はダメ

衆院法務委　公取委員長が見解

公正取引委員会の竹島一彦委員長は十六日の衆院法務委員会で、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会が債務整理指針を会則に格上げし、広告に弁護士費用などを表示することや、受任契約の際に報酬額の平均値の一覧などを提示することを義務づけたとしても、「特に独禁法上問題ない」との見解を示した。ただ報酬について上限や標準を設定することで、事実上、額を決定した場合には、過去の報酬額の平均値の一覧や、報酬金額の分布を債務者に提示することを義務づけた場合、同法上どう評価するのか質問。

竹島委員長は「そのような内容の会則ならば特に同法上問題にすべきではない」と答え、同法上問題にならない考えを示した。

ただ報酬については、「上限とか標準額とかいって、結局は、そういうサービスは幾らですよということが、いわば極めてそこに集中しているような形で定められる場合には、問題にせざるを得ない」と付け加えている。

◇司法書士界関係情報、催し物などを本紙編集部までお知らせ下さい。編集部☎〇四六七(六一)二五三三、FAX〇四六七(六一)三六三〇

新刊案内

「動産・債権登記の実務」
日本司法書士会連合会・編

債権譲渡登記は平成十年に、動産登記は同十七年にそれぞれ施行された歴史の浅い制度であるが、社会のニーズとあいまって、登記申請件数は伸びている。

日本司法書士会連合会では、登記・裁判・成年後見とともに、司法書士の業務として、企業分野にも長年精力的に取り組んでおり、その企業法務の一環として、「動産・債権譲渡登記」分野についても検討・研究を重ねてきた。

本書は登記実務家が詳述した本格的な「動産・債権譲渡登記」の実務解説書であり、同連合会で続けてきた研究の集大成である。

登記手続きについて、必要と思われる法的事項、関係法令、登記書式・契約書を豊富に掲載し、掘り下げた検討がなされている。

司法書士のみならず、関係企業や金融機関の担当者の実務にも役立つ一冊。

▽A5判、350ページ▽金融財政事情研究会刊▽定価3150円。

会館格安貸貸問題

日司連会長、問題性を否定

日本司法書士会連合会（細田長司会長）の本部がある東京都新宿区の司法書士会館の一室を、同連合会が政治団体である日本司法書士政治連盟（田嶋規由会長）に通常の相場からみて、格安の値段で賃貸利用させていることは問題として広田博志・埼玉司法書士会会員が公開質問状を出していた件（本紙1845、1849号）で、日司連の細田会長が二十三日までに全国各司法書士会会長あてに通知した見解の内容が分かった。「現在の負担金額は利用実態に応じており、賃貸相場とも必ずしも均衡を保つ必要があるとは考えない」としている。

細田会長はこの中で、司法書士会館は賃貸により収益を得ることを目的としたものではなく、利用時間や利用日などが制限されたり一部禁止事項もある点を指摘。現在の負担金額は利用実態に応じており、他の不動産賃貸用建物との賃貸相場と必ずしも均衡を保つ必要があるとは考えないとして、広田氏が言う「相場とい一般の人が和解交渉を代理してもそうはならないだろう。

しかし、仮に請求中断権が与えられた借金相談士のような資格があったとすれば、それを得た、ファイナンシャルプランナーや、行政書士や、税理士や、退職銀行員等々が、多重債務者に代わって、業者に対し取引履歴の開示を請求し、利息制限法引き直し計算を代行し、さらに和解交渉もしてくれる。

そうなれば、国民にとっては選択肢が、弁護士、認定司法書士以外に広がり、競争の結果、費用も当然に安くなる。弁護士を選ぶか、認定司法書士を選ぶか、借金相談士（仮）を選ぶかは、消費者国民の選択の問題に過ぎない。

多重債務者というお客様を相手に「依頼人との信頼関係を築く」ために「言葉を選び、費用や期間について」も時間をかけて説明」するなどして、弁護士、認定司法書士、借金相談士は必死にサービス提供合戦を繰り広げなければならないのである。

借金整理と家計の再建については、債権者との関係で見れば法律問題ではあるが、これは問題解決の一部分でしかない。日弁連会長が、荻原博子さんより家計に詳しいとは思えないし、むしろ、家計や生活再建をアドバイスできる人生の達人は、弁護士、司法書士を合わせた数の十万倍はいるだろう。多重債務問題の解決には、全国にいるそうした人生の達人たちの方が、よりふさわしいかもしれない。

そうした人生の達人たちにこそ借金整理事務に関する権限を基礎的知識の取得を要件として与えた方が国民にとって利益が大きいだろう。

（東京司法書士会会員）

大臣訓令で懲戒権濫用傾向を問題視

司法書士女性会

全国司法書士女性（大城節子会長）は二十二日、平成十九年の法務大臣訓令の定めで、法務局が懲戒権限を濫用する傾向が見られ、司法書士の業務環境に深刻な影響を与えているとして、訓令の全面的見直しを求める要望書を千葉景子法務大臣などに提出した。日本司法書士政治連盟（田嶋規由会長）の二十二年度運動方針・活動方針（本紙1849号）でも、訓令の見直しへ取り組むとしている。

要望書は、市民や依頼者に実質的被害がない場合でも、訓令が定める別表に該当することを理由に、法務局が懲戒権限を濫用する傾向が見られると、訓令の問題点を指摘。懲戒処分は「不実の登記を出現させた、依頼者または第三者に損害を与えた、司法書士として品位を害した」ものに限定するよう求めている。

また、懲戒手続き開始に年限の制限がないため、数年以上前の違反行為で、突然処分を受けるケースが頻発しているとして、三年などの開始年限を設けるよう要望した。

日弁連、21世紀の行方？

勝瑞豊の司法書士界縦横無尽

<567>

前回の債務整理ビジネスを弁護士、認定司法書士以外の一般国民に開放すれば、競争によって弁護士、司法書士のボッタクリが問題とされる高過ぎる料金は十分の一以下となり、いわゆる提携問題も無くなってしまうではないかという私の意見について、大阪の司法書士の読者から次のようなご意見を頂いた。⑤

「確かに弁護士法七二条は、私たちにどっても大きな重石であることは間違いありません。しかし、一概に悪い法律であるとも言えないのではありませんか。

そして債務整理の規制をはずすべきとの意見にも賛同しかねます。最近では、金融機関側の抵抗も激しく、改正貸金業法の施行以前の任意整理の将来利息及び損害金の支払い免除のようなやり方はもう、受け入れてはくれません。私たちですら、そのような有様なのに、一般の人たちにどれだけ交渉できるのか、正直疑問です。確かに、費用の面ではかなり安くなるのは間違いないでしょう。

しかし、依頼人との信頼関係を築くというのは、とてつもなく大変な作業のはず。私も、依頼人に不信感をもたれないようにするために、言葉を選び、費用や期間についても時間をかけて説明しています。もし、我々のやっているようなやり方を一般の方々に求めるとなると、本当にそんな弁護士の見解や、地方単位弁護士会の決議などを見ていると、弁護士の生活保全を、独占業務の、供給制限、参入制限、競争制限によって実現しようという本音が明確露骨に見えてくる。

これでは、法と法による正義の一翼を担う弁護士の団体が業者化していると見られても仕方がない。

本来、弁護士法七二条の業務独占規定も、強力な弁護士自治権も、国民の利益保護のために制定された法律である。弁護士の利益保護のためのものではない。

それにもかかわらず弁護士が業者性を、正義利権を前面に出すのなら、並行して、弁護士法七二条の保護範囲も厳しく見直される必要があるし、弁護士自治、特に懲戒権などは、当事者に保持させず、アメリカのように第三者である裁判所が有するべきであるというような見方も出てくるだろう。

以上は「（弁護士法七二条が）一概に悪い法律であるとも言えないのではありませんか」という意見に対する私の答えである。

「最近では、金融機関側の抵抗も激しく、……支払い免除のようなやり方はもう、受け入れてはくれません。私たちですら、そのような有様なのに、一般の人たちにどれだけ交渉できるのか、正直疑問です。確かに、費用の面ではかなり安くなるのは間違いないでしょう。

しかし、依頼人との信頼関係を築くというのは、とてつもなく大変な作業のはず。私も、依頼人に不信感をもたれないようにするために、言葉を選び、費用や期間についても時間をかけて説明しています。もし、我々のやっているようなやり方を一般の方々に求めるとなると、本当にそんな弁護士の見解や、地方単位弁護士会の決議などを見ていると、弁護士の生活保全を、独占業務の、供給制限、参入制限、競争制限によって実現しようという本音が明確露骨に見えてくる。

これでは、法と法による正義の一翼を担う弁護士の団体が業者化していると見られても仕方がない。

本来、弁護士法七二条の業務独占規定も、強力な弁護士自治権も、国民の利益保護のために制定された法律である。弁護士の利益保護のためのものではない。

それにもかかわらず弁護士が業者性を、正義利権を前面に出すのなら、並行して、弁護士法七二条の保護範囲も厳しく見直される必要があるし、弁護士自治、特に懲戒権などは、当事者に保持させず、アメリカのように第三者である裁判所が有するべきであるというような見方も出てくるだろう。

国民の利益から多重債務問題の解決にふさわしいのは誰なのか

司法書士女性会

全国司法書士女性（大城節子会長）は二十二日、平成十九年の法務大臣訓令の定めで、法務局が懲戒権限を濫用する傾向が見られ、司法書士の業務環境に深刻な影響を与えているとして、訓令の全面的見直しを求める要望書を千葉景子法務大臣などに提出した。日本司法書士政治連盟（田嶋規由会長）の二十二年度運動方針・活動方針（本紙1849号）でも、訓令の見直しへ取り組むとしている。

要望書は、市民や依頼者に実質的被害がない場合でも、訓令が定める別表に該当することを理由に、法務局が懲戒権限を濫用する傾向が見られると、訓令の問題点を指摘。懲戒処分は「不実の登記を出現させた、依頼者または第三者に損害を与えた、司法書士として品位を害した」ものに限定するよう求めている。

また、懲戒手続き開始に年限の制限がないため、数年以上前の違反行為で、突然処分を受けるケースが頻発しているとして、三年などの開始年限を設けるよう要望した。